

報道発表資料

令和 7 (2025) 年 12 月 4 日

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 第 50 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行うこととし、本日付で、事業者に対し当該処分について通知しました。

1 事業所の概要

事業所名	所在地	事業種別	定員	指定年月日
プロサポート (GH)	八帖北町 10 番地 6 の 3	共同生活援助	18 名	令和 2 年 5 月 1 日
プロサポート	日名中町 2 番地 12	就労継続支援 B 型	20 名	平成 26 年 9 月 1 日
プロサポート 2	日名中町 2 番地 14	就労継続支援 B 型	20 名	平成 30 年 5 月 1 日
プロサポート 3	八帖北町 10 番地 25	就労継続支援 B 型	20 名	令和 5 年 6 月 1 日
事業者 法人名	株式会社プロサポート			
代表者	代表取締役 廣瀬 大輔		所在地	八帖北町 10 番地 25

2 処分内容

事業所名 ※括弧内は事業種別	不正請求	虚偽の答弁	不正又は著しく不当な行為	処分内容	効力発生日
プロサポート (GH)	○	○	○	指定の取消し	令和 8 年 3 月 1 日
プロサポート	○		○		令和 8 年 2 月 1 日
プロサポート 2	○		○		
プロサポート 3	○	○	○		

3 処分年月日 (4 事業所共通)

令和 7 年 12 月 4 日

4 利用者が継続的にサービスを受けるための支援

以下の内容について、令和 7 年 12 月 4 日付で行政指導を実施するとともに、本市に逐次報告するよう求めました。

- ・速やかに利用者等に現在の状況等について、懇切丁寧な説明を行うこと。
- ・利用者の希望を踏まえ、必要なサービスが継続的に利用できるよう、他の障がい福祉サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

- ・利用者に対する支援が成り立たなくなることのないよう、全ての従業者に対して丁寧に説明を行うとともに、必要な措置を講じること。

5 連座制の適用

障害者総合支援法第51条の3第1項の規定に基づき本市が行った特別検査において、報酬の不正請求及び虚偽の答弁に関して株式会社プロサポートの組織的な関与が認められたことから、今般の指定取消処分に伴い、障害者総合支援法第36条第3項第6号の規定による、いわゆる連座制を適用することとします。

これにより、指定取消処分の効力が発生する日から5年間、同社及び同社の役員等は、取り消し処分となる事業所のサービスと同一サービス等類型内の障がい福祉サービス事業所の指定更新及び新規の指定を受けることができなくなります。

6 処分理由及び原因となる事実

事業所名	プロサポート	プロサポート	プロサポート2	プロサポート3
処分理由	G H	就労B	就労B	就労B
不正請求	個別支援計画未作成減算	○	○	○
	福祉専門職員配置等加算		○	○
	サービス費	○		○
	未届の設備でのサービス提供		○	○
	目標工賃達成指導員配置加算		○	○
	処遇改善加算		○	○
	人員欠如・人員配置体制加算	○		
虚偽の答弁		○		○
不正又は著しく不当な行為		○	○	○

- ・不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号に該当）
- ・虚偽の答弁（障害者総合支援法第50条第1項第8号に該当）
- ・不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第11号に該当）

(1) プロサポート（共同生活援助）

- ア 不正請求（法第50条第1項第6号に該当）

(ア) 個別支援計画に関するもの

令和2年7月から令和7年3月までの期間の計57か月、個別支援計画が作成されていない、又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われておらず、個別支援計画未作成減算を適用

する必要があったにもかかわらず、これを適用せず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

(イ) 共同生活援助サービス費に関するもの

令和4年8月から令和5年7月までの期間の計12か月について、世話人の員数が、共同生活援助サービス費(Ⅱ)又は(Ⅲ)の要件しか満たしていないにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったとして、本来請求できない共同生活援助サービス費(Ⅰ)を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

(ウ) 人員欠如及び人員配置体制加算に関するもの

令和4年3月から令和7年3月までの期間の計37か月について、生活支援員の員数が、基準により配置すべき員数に満たない状態が続いていたため、サービス提供職員欠如減算を適用する必要があったにもかかわらず、これを適用せず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、報酬告示に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

また、これにより、令和6年4月から令和7年3月までの期間の計12か月について、従業者の員数が基準により配置すべき員数を下回っており、人員配置体制加算の要件を満たさないことになり、これを算定できない状況であったにもかかわらず、本来請求できない人員配置体制加算を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

イ 虚偽の答弁（法第50条第1項第8号に該当）

個別支援計画に利用者の同意が得られていないものがあるにもかかわらず、令和7年5月7日の監査時に、管理者が、個別支援計画について、利用者同席のもとで説明を行い、同意を得ていた旨、虚偽の答弁をした。

ウ 不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第11号に該当）

令和4年8月から令和5年8月までの間に市へ提出した計4件の「変更届出書」及び「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」において、基準上配置が必要なサービス提供職員として勤務する予定がない者を配置するものとして虚偽の届出を行い、本来請求できない報酬を不正に請求し取得していた。

(2) プロサポート（就労継続支援B型）

ア 不正請求（法第50条第1項第6号に該当）

(ア) 個別支援計画に関するもの

令和2年7月から令和7年3月までの期間の計57か月、計51名の

利用者について、個別支援計画が作成されていない、又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われておらず、個別支援計画未作成減算を適用する必要があったにもかかわらず、これを適用せず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

(イ) 福祉専門職員配置等加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関するもの

令和4年12月から令和6年2月までの期間のうち計6か月について、サービス提供職員の員数が、福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない福祉専門職員配置等加算を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

また、これにより、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の要件を満たさないことになり、これを算定できない状況であったにもかかわらず、本来請求できない福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を報酬告示に反して不正に請求していた。

(ウ) 未届の設備でのサービス提供に関するもの

令和4年8月から令和7年3月までの期間の計32か月、計20名の利用者について、事業所の平面図及び設備の概要に係る届出を行っていない指定を受けたものとは別の設備で施設外就労としてサービスを提供していたが、施設外就労は当該企業の実態がある場所において作業が行われるべきものとされているにもかかわらず、当該設備における委託元企業の経営実態が確認されなかったことに加え、生産活動の内容が指定を受けた施設内で実施されているものと同様であったことから、当該サービス提供は施設外就労に当たらず、本来請求できない報酬を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

(エ) 目標工賃達成指導員配置加算に関するもの

令和6年4月から令和7年3月までの期間のうち計6か月について、目標工賃達成指導員が、配置された時間内に就労継続支援B型ではない業務に従事し、常勤換算方法で1人以上の配置がなく、目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない目標工賃達成指導員配置加算を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

イ 不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第11号に該当）

令和2年7月から令和5年4月までの間に市へ提出した計8件の

「指定障がい福祉サービス事業指定更新申請書」、「変更届出書」及び「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」において、基準上配置が必要なサービス提供職員として勤務する予定がない者を配置すると虚偽の申請及び届出を行った。

(3) プロサポート2（就労継続支援B型）

ア 不正請求（法第50条第1項第6号に該当）

（ア）個別支援計画に関するもの

令和2年7月から令和7年3月までの期間の計57か月、計59名の利用者について、個別支援計画が作成されていない、又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われておらず、個別支援計画未作成減算を適用する必要があったにもかかわらず、これを適用せず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

（イ）就労継続支援B型サービス費に関するもの

令和6年4月、令和7年1月及び2月の計3か月について、サービス提供職員の員数が、就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）又は（Ⅲ）の要件しか満たしていないにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

（ウ）未届の設備でのサービス提供に関するもの

令和4年8月から令和7年3月までの期間の計32か月、計27名の利用者について、事業所の平面図及び設備の概要に係る届出を行っていない指定を受けたものとは別の設備で施設外就労としてサービスを提供していたが、施設外就労は当該企業の実態がある場所において作業が行われるべきものとされているにもかかわらず、当該設備における委託元企業の経営実態が確認されなかつたことに加え、生産活動の内容が指定を受けた施設内で実施されているものと同様であったことから、当該サービス提供は施設外就労に当たらず、本来請求できない報酬を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

（エ）目標工賃達成指導員配置加算に関するもの

令和3年10月から令和7年3月までの期間のうち計11か月について、目標工賃達成指導員が、配置された時間内に就労継続支援B型ではない業務に従事し、常勤換算方法で1人以上の配置がなく、目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしておらず、これを算

定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない目標工賃達成指導員配置加算を報酬告示及び前報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

イ 不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第11号に該当）

令和3年12月から令和6年11月までの間に市へ提出した計6件の「指定障がい福祉サービス事業者指定更新申請書」、「変更届出書」及び「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」において、基準上配置が必要なサービス提供職員として勤務する予定がない者を配置するものとして虚偽の申請及び届出を行った。

(4) プロサポート3（就労継続支援B型）

ア 不正請求（法第50条第1項第6号に該当）

（ア）個別支援計画に関するもの

令和5年7月から令和7年3月までの期間のうち計18か月、計16名の利用者について、個別支援計画が作成されていない、又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われておらず、個別支援計画未作成減算を適用する必要があったにもかかわらず、これを適用せず、報酬告示に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

（イ）福祉専門職員配置等加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関するもの

令和5年8月及び10月の計2か月について、サービス提供職員の員数が、福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない福祉専門職員配置等加算を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

また、これにより、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の要件を満たさないことになり、これを算定できない状況であったにもかかわらず、本来請求できない福祉・介護職員等特定処遇改善加算を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

（ウ）目標工賃達成指導員配置加算に関するもの

令和5年10月から令和7年3月までの期間のうち計16か月について、目標工賃達成指導員が、配置された時間内に就労継続支援B型ではない業務に従事し、常勤換算方法で1人以上の配置がなく、目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配

置があったものとして、本来請求できない目標工賃達成指導員配置加算を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

イ 虚偽の答弁（法第50条第1項第8号に該当）

令和7年4月18日の監査時に、法人代表が、事業所の従業者の配置について、勤務形態一覧表に誤りがない旨、虚偽の答弁をした。

ウ 不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第11号に該当）

令和5年4月から令和6年11月までに市へ提出した計4件の「指定障がい福祉サービス事業指定申請書」、「変更届出書」並びに「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」において、基準上配置が必要なサービス提供職員又は目標工賃達成指導員配置加算の算定に必要な目標工賃達成指導員として勤務する予定がない者を配置するものとして虚偽の申請及び届出を行った。

7 処分に伴う返還予定額

計 221,261,370 円（概算）※1

※1 訓練等給付費は、利用者が居住地を有する自治体が支給しており、最終的な返還請求額は各自治体が精査して確定するため、現時点では予定額としています。

事業所名	返還対象期間 ※2	返還金（円）	加算金（円） ※3	合計（円）
プロサポート (GH)	令和2年10月から 令和7年3月まで	43,023,493	17,209,397	60,232,890
プロサポート	令和2年10月から 令和7年3月まで	45,631,360	18,252,544	63,883,904
プロサポート2	令和2年10月から 令和7年3月まで	59,044,448	23,617,779	82,662,227
プロサポート3	令和5年7月から 令和7年3月まで	10,344,535	4,137,814	14,482,349
総計		158,043,836	63,217,534	221,261,370

※2 地方自治法第236条第1項に基づき、5年の消滅時効が適用されることから、時効を迎えた令和2年7月から9月分は除いています。

※3 障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、関係市町村が当該事業者に対し、その支払った額につき返還させる他、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることとなっています。

8 今後の市の対応について

利用者が必要なサービスを継続できるよう、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応していきます。また、市内障がい福祉サービス等事業者に対しては、運営指導や集団指導を通じ、適切な運営となるよう指導していきます。